

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道千歳市

2 構造改革特別区域の名称

農村再生特区

3 構造改革特別区域の範囲

千歳市の区域の一部（駒里地域）

4 構造改革特別区域の特性

本市の農業は、大消費地である札幌市から南に40kmの位置にあって高速道路やJRで片道30分という交通網で結ばれた都市近郊という立地条件を活かして、野菜・花卉等を中心とした集約的な経営と、酪農・畑作を中心とした大規模経営が混在している石狩管内でも有数の農業地域であるが、現在の農業を取りまく情勢は、輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷等により所得の向上が見込まれないなど経営は非常に厳しく、担い手の減少に歯止めがかからない状況である。

従来は、離農者の農地を担い手の規模拡大という形で吸収し、労働力不足を機械化で補ってきたが、1戸当たりの平均耕地面積が約18haにまで増大し、経営農地の分散化も進んでいる中で、担い手の減少とともに発生する離農跡地を残った農業者で吸収していく現在のシステムはすでに限界に来ており、近い将来、遊休農地の大量な発生が懸念されている。

このことは、農業という産業の停滞という問題に加えて、農村部の過疎化による地域活力の低下を招き、これが離農に一層拍車をかけるという悪循環に陥っている。さらに、農地の粗放な利用がもたらす景観や環境面における新たな問題の発生も懸念されている。

一方で、当市の農業地域は、約9万人の人口を有する市街地から至近にあって専業農家の多い純農村的散居集落を形成しており、豊かな自然に囲まれた農村景観を有しながら、生活利便性は非常に高い。当市での新規就農を希望する者からの相談件数は以前は年間2～3件程度であったが、昨年は10件を超えるなど年々増加している傾向にある。

特別区域に設定しようとする駒里地域は、市の南東部にあって苫小牧市と早来町に隣接し、周囲を自衛隊演習地、山林、ゴルフ場、工業団地等に囲まれており、市内の他の農業地域とは離れた場所に位置している。地域全体が比較的平坦で、養鶏、酪農等の畜産業を中心に畑作、野菜、花卉栽培等が行われている。この地域は千歳川放水

路事業計画の予定地であったことから、基盤整備や施設近代化等の農業投資がほとんど行われること無く約20年が経過し、経営改善が抑制された中で負債の累積と農業従事者の高齢化のみが進行してきた。このため、担い手不足が最も深刻な地域であり、平成14年度現在で遊休化している農地は約3haであるが、平成15年度の現況では20haを超えると見込まれており、今後も急速に農地の遊休化が進むことが予想される。

このような状況を打開するためには、農業内部の対応だけではすでに限界であり、新たに農業に取り組む意欲ある者の力を活用するなど、既存の枠組みにとらわれない新しい事業の創出が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

駒里地域は、当市の農業地域の中でも特に高齢化による担い手不足が深刻な地域であり、離農者の農地を引き受けることのできる担い手はおらず、他の地域の農業者が農地を引き受けて耕作することも地理的条件からみて難しいことから、地域の特徴を活かした新たな地域活性化方策が必要である。

駒里地域の特徴としては、他の地域から離れていること、畜産農家が多く農薬使用量が少ないこと、グリーンツーリズムに対する取り組みが盛んなことが挙げられる。

市では、地域内資源循環システムの構築を目指して家畜ふん尿処理施設の整備を進めており、平成12年には鶏糞処理及び堆肥製造施設をこの地域に整備し、堆肥が耕種農家に還元される体制が整っている。また、他の地域から離れていて農薬飛散等の影響を受けにくいという地理的条件を重ね併せると、畜産農家と連携して堆肥の投入による土づくりを進めながら、無農薬、減農薬栽培等、創意工夫による新しい農業に取り組むことが可能である。また、地域ぐるみで修学旅行生の農業体験を受け入れたり、幹線道路沿いの景観づくりに取り組むなど、グリーンツーリズムに対する関心が高く、女性農業者の有志による市街地での直売活動なども盛んに行われている。

しかしながら、高齢化が著しく担い手が少ない中では、このような活動に取り組むことができるのは一部の農業者だけであり、地域の活力を高めるには新規就農者を受け入れて一緒に活動していくことが必要である。

駒里地域では、そのための体制づくりとして本年度から「新規就農者誘致促進協議会」を立ち上げ、新規就農者の確保に向けた取り組みを本格的に始めたところである。

市としても平成14年度に「千歳市農業振興条例」を改正し、新規就農者の確保及び就農後のフォローアップを進める体制を整えてきたが、現在、新規就農に対するハードルは高く、中でも下限面積以上の農地購入が初期投資として多額の資金を必要とするため、この時点で就農を断念する者も少なくない。

市内の他の地域では、小麦・てん菜などを機械によって大規模な面積で栽培する畑作農業が中心であるが、駒里地域では大規模な畑作農家はなく、酪農や養鶏が中心であるなど事情が異なるため、画一的な下限面積の設定がこの地域での新規参入を困難にしている。

駒里地域のように都市近郊にあって高齢化・担い手不足が深刻な地域では、新規就農者との共生が今後の地域づくりにおいて重要な課題であり、新しい農業者の参入は地域に活力を与えることができる。新規就農者の誘致に伴う総合的な施策の推進によ

り地域の活性化が進むのであれば、モデル的な取り組みとして全国に普及することが可能である。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、駒里地域を「活力ある農村地域」として再生することを目標とする。

このため、構造改革特別区域の指定を受け、特定事業として農地の下限面積要件を緩和し、新規就農者の農地取得に係る初期投資の軽減を図ることで農業に参入しやすい環境を整えるものとする。

さらに、関連事業として「農業振興条例」による新規就農研修受入農家及び新規就農者に対する助成制度を活用して新規参入を促すとともに、北海道担い手育成センター、千歳市担い手育成センター及び駒里地域新規就農者誘致促進協議会の連携により、新規就農希望者に対する誘致促進活動を積極的に展開する。

また、市、農業委員会、農業協同組合により農地供給量の把握を行いながら、新規就農者に対する優良農地のあっせん等、農地流動化活動を推進し、優良農地の保全と遊休農地の解消に努めるものとする。

これらを総合的に推進することにより、既存の農業者と新規参入した農業者が共同で地域づくりに取り組み、新たな農村コミュニティの形成により駒里地域が活力ある農村地域として再生することを期待するものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

駒里地区では現在50件（うち法人経営13件）の農業経営体が営農しているが、経営主の年齢が60歳以上で後継者がいない者が10件あり、10年以内に経営体が2割減少することが予想される。このまま離農が進めば農村コミュニティの崩壊が懸念されるが、本計画の実施によって年間2～5名程度の新規就農者の参入が見込まれるため、経営体数は現在の1.5倍程度に増加し、集落機能の維持と地域の活性化につながることを期待される。

駒里地域の農地面積520haのうち、平成14年度現在で遊休化している農地は約3haであるが、平成15年度の現況では20haを超えると見込まれており、高齢で後継者のいない者や多額の負債を抱えて離農する者もいることから、さらに遊休化が進むことが予想される。本計画の実施により、新規就農者の農地取得に加えて、地域の活性化による営農意欲の向上とUターン増加等による離農の抑制効果が見込まれるため、遊休農地を0haとすることが期待される。

また、地域に人が増えることで体験農場や直売活動などのグリーンツーリズムを通じた都市と農村の交流も活発になり、共同の直売所開設、ファームインの開設、農村レストランの開設が、平成20年までにそれぞれ1件ずつ見込まれる。

さらに、農業従事者の高齢化による担い手不足や遊休農地の発生は全国の農村部に共通した課題であるが、本計画の実施により都市近郊における農村活性化のモデル的な取り組み事例として各地に普及することで、農業の持つ多面的機能が維持され、環境の保全や食料自給率の向上等、都市住民を含めた社会全体に貢献することが期待されるものである。

8 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

「千歳市農業振興条例」に基づく新規就農研修受入農家に対する助成制度及び新規就農者に対する就農後の助成制度の活用

本制度を弾力的に運用し、新規就農研修受入農家に対し、受入期間中(1年以内)月額5万円を助成する。また、新規就農者に対し、就農後2年間について月額5万円以内の助成を行う。

北海道担い手育成センター、千歳市担い手育成センター及び駒里地域新規就農者誘致促進協議会の連携による新規就農希望者に対する誘致活動の促進

北海道担い手育成センターが主催する新規就農合同説明会等に参加し、特区内への新規就農者誘致を図るとともに、パンフレットの作成やホームページによるPRなどの積極的な誘致活動を進める。

市、農業協同組合、農業委員会による農地流動化の推進

各機関が連携して農地供給量の把握に努めるとともに、新規就農者に対する優良農地のあっせん等、農地流動化活動を推進し、優良農地の保全と遊休農地の解消に努める

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

駒里地域内の農地の権利を取得する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

構造改革特別区域計画の認定の日から、千歳市の区域の一部（駒里地域）において農地の権利を取得する者に対し、農地の権利取得後の下限面積要件を現行の2haから10aに緩和する。

5 当該規制の特例措置の内容

当市の農家戸数は325戸で農地面積は6,000haである。このうち、駒里地域においては現在50件（うち法人13件）の農業経営体が営農しており、農地面積は520haである。

平成14年度の調査で遊休化している農地は市内全域で約30ha、うち駒里地域では約3haであり、本年度の現況から他の地域では特に大きな増減は無いが、駒里地域では20haを超える見込みである。

高齢化の状況は、2000年農業センサスの世帯主年齢別農家数を見ると、30歳～40歳の経営者は市全体で32名に対し駒里地域ではわずか1名、50歳代も市全体で80名に対し4名であり、60歳～70歳の経営者の占める割合は市全体で66.9%に対し、駒里地域では76.2%と高い割合を示している。また、1995年の農業センサスでは駒里地域で60歳～70歳の経営者の占める割合が55.6%であったことから見ても、高齢化は確実に進行している。

現在、駒里地域では、農業経営者の年齢が60歳以上で後継者がいない者が10件あり、このまま何の策も講じなければ10年後に約100ha程度が遊休化すると見込まれることから、将来的に効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在しているものと認められる。

また、駒里地域は市内の他の農業地域とは離れた場所に位置し、養鶏、酪農等の畜産業を中心に畑作、野菜、花卉栽培等が行われており、経営体50件のうち養鶏を除いた農家の平均経営面積は14haであるが、市全体の認定農業者112名中、駒里地域では5名（うち法人2）と少ない。今後の農地利用に関する意向は、認定農業者の一部（5名中4名）が規模拡大志向を示しているものの、全体的には現状維持又は規模縮小の傾向にあり、農地の需給バランスを考へても新規就農者の増加に伴う農地の供給不足が発生する懸念はなく、小規模の農業者が参入することによって農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められる。

このため、農地法施行規則第3条の4において特例措置を講じ、新規就農者の初期投資を極力抑えて参入を促すという観点から、地域のアンケート調査の結果においても10aを希望する者が多かったことから、現行の下限面積2haを10aに緩和する。